

伊予市観光物産フェア出展要領

- 1 目 的 伊予市観光物産フェアを通じて、伊予市の魅力を積極的に発信することで、主に市外在住者に対して伊予市の観光アピール及び物産の販売・商談を行い、物産の消費拡大を目的とする。
- 2 期 間 平成28年12月15日(木) 10時00分～16時00分
平成28年12月16日(金) 10時00分～16時00分
(12月14日(水)に前日移動をいたします)
- 3 場 所 東京交通会館 (フェア会場)
銀座ファーマーズラボ (商談スペース)
東京都千代田区有楽町2-10-1
- 4 会 場 構 成 1事業者1ブース(原則)とし、ブースの割り当ては、主催者にて調整し決定する。また、商談スペースの使用についても、主催者にて調整し、決定する。
- 5 会 場 設 営 主催者の指定する日時の範囲内で自由に装飾し、会場への穴明け、削り、切断や接着剤、針金などの使用はしない。
なお、フェア会場は火気厳禁、試食・試飲の提供は不可。ただし、商談スペースにおいては、銀座ファーマーズラボの定める範囲内で、火気の使用、試食・試飲等が可能である。
- 6 出 展 事 業 者 出展事業者は、伊予市観光物産フェアの趣旨、目的にあったものとし、次のような事業者は出展できない。
(1) 出展要領を遵守できない事業者
(2) 反社会的勢力と関係する方
(3) 反社会的勢力との関係が明らかになった時点で、出展は中止とし、その際の費用は出展業者負担とする。
(4) その他、主催者が不相当と認めたもの
- 7 出 展 品 出展品は、伊予市観光物産フェアの趣旨、目的にあったものとし、次のようなものは出展できない。また、試食・試飲は不可。
(1) 千代田保健所の許可がおりないもの
(2) 来場者及び出展事業者等に危険を及ぼすおそれのあるもの
(3) 主催者が不相当と認めたもの
- 8 出 展 費 出展事業者は、出展費として次の費用を主催者に支払うこととする。原則として委託販売は行わないが、やむを得ない事情で、委託販売を行う場合は、次の費用を主催者に支払うものとする。
(1) 販売手数料として販売金額(税込)の5%
(2) 委託販売の場合は、販売金額(税込)の10%
- 9 出展費及び販売金の精算 出展費及び販売金の精算は次のとおりとする。
(1) 出展品のみの事業者には、販売手数料を差し引いた販売金額を、終了日から30日以内までに指定口座に振り込む、もしくは直接支払うものとする。
(2) 自らがレジ等で精算する事業者は、主催者より請求があった日より30日以内に指定口座に振り込む、もしくは直接

支払うものとする。

- | | |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 0 販売金額の報告 | 出展事業者は、各日の販売金額を所定の用紙に記入し、主催者に報告すること。 |
| 1 1 出展品の表示 | 出展事業者において、商品ごとに販売金額を税込みで表示するとともに、その他の表示については、出展事業者の責任において表示すること。 |
| 1 2 出展品の発送・返送費用 | 出展品の発送・返送及び追加発送費用は、出展事業者の負担とする。ただし、予算の範囲内であれば、主催者が発送費用等を負担することとする。 |
| 1 3 出展品の保管 | 保管場所が少ないので、保管できない場合は追加発送等で在庫調整する場合がある。 |
| 1 4 参加者 | 各団体2名を上限とする。 |
| 1 5 宿泊 | 宿泊先は、予算の範囲内で主催者が用意し、昼食・夕食は各自で用意すること。 |
| 1 6 交通手段 | 伊予市から松山空港の往復は各自手配することとし、松山空港から会場の往復は主催者が手配する交通手段を利用すること。 |
| 1 7 備品等 | テント、机、椅子、冷蔵庫、販売台、販売棚などのレンタル品は、予算の範囲内で主催者が用意する。つり銭、レジ、値札、袋等は主催者が用意するが、自らがレジ等で精算する場合には、出展業者にて準備すること。その他、消耗品等や商談に必要なサンプル備品等は出展業者にて用意すること。 |
| 1 8 衛生管理 | 出展事業者は、清潔な着衣と手洗いを十分に行うなど、衛生管理を徹底し販売すること。
ごみは分別し、最終日に主催者が指定する場所に処分すること。 |
| 1 9 変更・中止 | 主催者は、台風・地震などの天災、その他の不可抗力の原因により開催期間の変更、中止をすることがある。主催者は、これによって生じた出展事業者及び関係者への損害は補てんしない。 |
| 2 0 事故防止及び責任 | 出展事業者は、この伊予市観光物産フェアの開催中、準備、片付けなど、この事業にあたる際は事故防止に努めること。
主催者は、事故防止のため、作業などの中止・制限を行うことがあるが、その際の費用は、出展事業者の負担とする。
出展事業者自身の行為によって発生した事故または損害については、当該出展事業者の責任とする。 |